

近畿地方整備局 入札監視委員会（平成28年度第一部会第1回定例会議）審議概要

開催日及び場所	平成28年6月16日（木） 大阪合同庁舎第1号館 第一別館 大会議室					
委員	木村 亮 （京都大学大学院 教授） 熊谷 礼子 （帝塚山大学 教授 今回抽出担当） 高橋 司 （勝部・高橋法律事務所 弁護士） 藤原 幸則 （関西経済連合会 理事 第一部会長） 横田 直和 （関西大学 教授） （五十音順、敬称略）					
審議対象期間	平成28年1月1日 ～ 平成28年3月31日					
抽出案件	総件数8件（工事4件、業務3件、役務及び物品1件）					
契約方式	件数	件名	契約日	契約業者名	契約金額	
工事	一般競争入札 (WTO 対象)	1件	天ヶ瀬ダム再開発トンネル ゲート室部本体他建設工事	H28.3.2	鹿島建設（株）	1,890,000,000
	一般競争入札 (WTO 対象外)	3件	上山川樋門ゲート設備新設 工事	H28.1.7	飯田鉄工（株）	41,040,000
			和歌山岬道路孝子ランプ橋 架設工事	H28.3.28	（株）駒井ハルテック	213,840,000
業務	簡易公募型 競争入札	2件	真名川ダム地震動照査 （レベル2）業務	H28.3.31	日本工営・ダム技術セン ター設計共同体	27,972,000
			国立京都国際会館展示施設 工事監理業務	H28.3.22	（株）礎建築事務所	29,700,000
	簡易公募型 プロポーザル	1件	滋賀国道管内橋梁補修設計 業務	H28.3.8	パシフィックコンサルタ ンツ（株）	41,450,000
役務及 び物品	一般競争入札	1件	H28-31 国営明石海峡公園 運営維持管理業務	H28.1.28	国営明石海峡公園管理 兵庫県・神戸市公園協会 グループ共同体	2,575,800,000
委員からの意見・質問、 それらに対する回答等	意見・質問			回答		
	別紙のとおり			別紙のとおり		
委員会による意見の具 申又は勧告の内容	なし					

意見・質問	回答
<p>【報告事項】</p> <p>■ 四半期毎の発注状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に質問なし。 <p>■ 指名停止措置の運用状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独禁法違反があれば刑事処分や課徴金が課せられるが、その場合に再度指名停止処分を行うのか。 ・学校法人を指名停止することもあるのか。先生個人には何か影響はあるのか。 <p>■ 談合情報等の対応状況資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術提案書が酷似していたとあるが、提案は手間がかかり経費も要しているため、提案に対してあまり細かく求めるのは業者の負担にならないか。 ・過去、工事費内訳書は疑義が生じた際に求めていたが、受注できない者に細かく求めるのはいかなものか。 ・誓約書は入札を認めない者からも徴収するのか。 ・指名停止や談合疑義など毎回同じような数が生じているが、コンプライアンス等の啓発を行っているのか。 ・注意喚起は継続してやってもらうようお願いする。 <p>■ 再度入札における一位不動状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に質問なし。 <p>■ 低入札調査対象工事・業務の発生状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に質問なし。 <p>報告については了承する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一事不再理として、新たに指名停止等の処分は行わない。 ・同学校法人は「役務の提供」の登録を行っているため、受注実績はないが指名停止とした。先生個人に対する影響はない。 ・平成25年度からは総合評価落札方式の改善として、難易度の低いものは企業の施工能力のみを評価する方式の採用など難易度に応じて簡素化を図っている。 ・談合情報対応マニュアルで工事費内訳書をチェックすることが定められているので、事前に提出してもらっている。 ・入札参加者から誓約書を徴収するが、排除した者には求めない。 ・入札説明書等をダウンロード（以下、単に「ダウンロード」という。）をしないで他社から入手して参加するとか、インターネットの参考事例から抜粋して提案書を作成したため他者と酷似してしまったケースなど、各府県の建設業協会に対して気を付けるべき点について注意喚起の文書を通している。

<p>【審議】</p> <p>■抽出案件結果報告</p> <p>■抽出案件説明及び審議</p> <p>● 1. 一般競争入札方式(WTO 対象) (天ヶ瀬ダム再開発トンネルゲート室部本体他建設工事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先行して発注した工事の受注業者が施工する区間だから他社は遠慮したのか分からないが、その受注業者が受注するのは当然と考えるがどうか。 ・落札率も1社となれば高くなるのは必然ではないか。 ・技術提案の得点が満点中の5割程度と低いのが気になる。技術提案が悪いと、いい加減に施工するのではないかと危惧されないか。 ・37社がダウンロードしているが、分割して先行発注した工事の受注者がどこかということがダウンロードしてはじめて分かるのか。 <p>● 2. 一般競争入札方式(WTO 対象外) (上山川樋門ゲート設備新設工事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に質問なし。 <p>● 3. 一般競争入札方式(WTO 対象外) (和歌山岬道路孝子ランプ橋架設工事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1社応札になった理由をどのように捉えているか。 ・受注した業者は工程調整に問題はなかったのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・段階選抜方式で多数の参加を見込んでいたが結果として1社となった。本工事は、ゲート室部もグラウチング工が主体であるが、先行工事の受注者以外でも施工は可能である。 ・落札率が高かったのは、標準歩掛がない工種が半数あり、見積徴取し結果を参加者に通知している。そのため予定価格に近い金額になったと考えられる。 ・WTO案件の大半は約6割程度の得点となっており、極端に低いわけではない。 ・先行工事の受注者は公表している。ダウンロードし、図面を見て工事の内容や先行工事との重複を確認していると思われる。 ・ダウンロードした数者に理由をヒアリングしたところ、当工事箇所は南海電鉄部の架設工事と輻輳し、南海電鉄部が完了しないと当該工事の送り出し架設が施工できない工程となることから、工程の調整が難しいこと、また、技術者が確保できなかったことなどの要因により敬遠されたと聞いている。 ・問題があったかどうか確認していないが、受注した業者は、橋桁の製作工事を受注した業者である。参考までに、南海電鉄の工事は本件を受注した業者とは別の業者であると聞いている。
--	---

<p>● 4. 一般競争入札方式(WTO 対象外) (国道 9 号管内橋梁補修工事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 辞退了理由が分かっていたら教えてほしい。 ・ 広範囲に亘ることが負担になっているとのことなら、分けて発注することは考えられないのか。 ・ 補修関係は今後とも増えていくと思うので、うまく発注の仕方を工夫して進めていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 辞退者へのヒアリングでは、広範囲に現場が点在しているので人の配置を考えれば採算が取れないとの理由と聞いている。 ・ 工事規模を考えて今回は一つの工事として出したが発注ロットも検討していきたい。 ・ 工事現場が点在している場合、工事規模が大きくなっても経費率が下がらない新たな積算方法も取り入れていくこととしており、今後進めていく。
<p>● 5. 簡易公募型競争入札方式 (真名川ダム地震動 (レベル 2) 業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に質問なし。 	
<p>● 6. 簡易公募型競争入札方式 (国立京都国際会館展示施設工事管理業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 回目の入札では金額の開きが大きいと 2 回入札したのか。 ・ 積算の考え方とかは説明しないのか。工事なら目的物があつて分かり易いが、業務では何をどの程度求めるのか分かりにくい。 ・ 評価点がかなり低いと問題はないのか。受注実績がなかったからなのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 回目の入札で落札した。 ・ 1 回目の入札後、基本的な積算の考え方について補足説明した。建築士法の告示で業務の報酬の決まりがあり、それに基づき積算基準を決めており公開もしている。そのことを説明して 2 回目の入札に臨んでもらった。 ・ 国交省の受注実績がなかった部分で評価が低くなっている。
<p>● 7. 簡易公募型プロポーザル方式 (滋賀国道管内橋梁補修設計業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価テーマに対する技術提案の内容について、受注業者はどの点が優れていたのか説明してほしい。 ・ プロポーザル方式では入札は行わないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務のポイントとして栗東跨道橋の耐震補強に着目して審査した。地域特性などと条件との整合性が高く、提案内容にも説得力があり、的確性実現性の認められる内容であった。 ・ プロポーザルでは入札ではなく、評価点の高い提案者を特定して、その者から見積徴取して契約する。

<p>・見積徴取はどの段階で行うのか</p> <p>● 8. 一般競争入札方式 (H28-31 国営明石海峡公園運営維持管理業務)</p> <p>・ 前回はどこの業者と契約したか。</p> <p>・ 同じようなメンバーの参加が長く続いているのか。</p> <p>・ この共同企業体の各構成員をみると、この公園を管理するために作ったように感じる。公園管理のすべてをまとめて1本で出すから、共同企業体を組んでみんなで仲良くやってくれと言っているようにも受け取れるが、どうか。</p> <p>● 抽出案件全体を通して意見など</p> <p>・ 関連する工事の発注情報など説明が必要となる資料があれば、参考資料として記載してほしい。</p> <p>抽出した審議案件については全て了承とする。</p>	<p>・ 業者を特定した後に見積を徴取している。</p> <p>・ 前回は、兵庫県園芸・公園協会共同企業体と契約を行った。今回は、その共同企業体に新たに2者が加わった共同企業体として入札してきた。</p> <p>・ H21年度までは公園財団と随意契約していたが、競争性を高めるため、H22年度から企画競争により、またH25年度からは市場化テストとして一般競争により発注している。当該共同企業体とはH22年度から契約を行っている。</p> <p>・ 国営公園の管理は、非常に多種に亘り工事・コンサル・役務と総合的な内容になる。そのため単体では公園財団くらいしかできる者はいない。より競争性を促すためこの制度を用いている。</p> <p>・ 参考資料として記載できるものがあれば明記するようになりたい。</p>
---	---